

(指導・助言等義務)

## 19. 東京地裁 平成12年6月30日判決

(一部認容:賠償額2,356,850円、東京地裁平成10年(ワ)6676号 JAINS コードZ999-0066  
居住用不動産の売却に当たり、同族会社に対する売却について居住用資産の譲渡所得の特別控除の適用がないにもかかわらず、誤った教示をしたことにつき注意義務違反があった事例

(事実の概要)

原告Xの主宰する同族会社Aと税理士Yは、税務申告等の顧問契約を結び、これに付随してXは、個人の確定申告書の作成等をYに依頼していた。Xは、居住用不動産を処分することとなり、同族会社Aに売却した場合「居住用財産の譲渡所得の特別控除」の適用があるかどうかYに確認したところ適用がある旨の回答を得たため、同物件をAに売却したが、適用が受けられなかったことから、その譲渡所得税及び地方税について損害賠償を求めた。

(判決の要旨)

個人との間に顧問契約書がないとしても、個人の相談等に応じている以上顧問契約の存在を裏付けるものであり、税務相談を受けた場合には、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な内容を教示すべき契約上の注意義務を負う。本件相談内容は、租税特別措置法第35条第1項本文に規定されている基本的事項であり、税理士として初歩的知識というべきもので、その教示を誤ったという行為は、たとえ無償の顧問契約であったとしても、契約上の義務に反する重大な過失である。